

自立を妨げる就労の問題

橋 祐貴

今回「自立」をテーマとした原稿依頼が来た時、改めて「自立」について考えてみました。私の場合は今のところ「電動車椅子の作成」、「一人暮らし」、「就職」の三つが頭に浮びました。この中で電動車椅子と一人暮らしについては知り合いにも経験者が多く、また実現に向けてのプロセスもある程度は描けています。しかし就職についてはまだまだ多くの課題があり、いまだに実現への展望が見えていません。そこで今回は頸髄損傷者の就労における課題について、実際の経験を交えて書かせていただきます。

私は高校三年生の大学受験直前に受傷したので、退院してからまず頭に浮かんだのが大学に進学する事でした。しかし体調面などを考慮すると、一般の大学に入るのは難しかったので、通信制の大学に入学しました。周りに同世代の学生があまりいない寂しさはありましたが、通信授業は自由な時間に体調に合わせて学習することができたので当時の私にとっては良かったと思います。約6年間かけて単位を取得し、無事卒業することができました。

大学卒業後、次は就職することを考えました。もし会社で働くとなると毎日の通勤が必要になりますが、職場への通勤に移動支援サービスは利用できません。仮に通勤の問題がクリアできたとしても、勤務中のトイレや食事等の介助はどうするのかという問題もあります。そこで自宅での在宅就労であればこれらの問題が解決できるのではないかと、思い在宅就労を考えるようになりました。

しかし、いざ就労に向けて行動しようと思っても一体何から始めたら良いのか分かりません。私の場合、勤務経験が全くないので、まずは職業訓練でパソコンのスキルを身に付けようと思いました。とりあえず近所のハローワークの障害者担当窓口に行き、在宅でも履修可能な職業訓練はあるのか相談しました。そこで幾つかの講習を紹介

してもらい、後日自宅で訓練校の職員の面接を受けました。ところで私はパソコンを音声認識ソフトで操作しています。訓練校では過去にそのような事例がなかったそうですが、音声認識ソフトでスムーズにパソコンを操作できているのと私の「働きたい」という気持ちに伝えてくれ受講することが認められました。訓練期間は約3カ月間。週に1~2回テレビ会議で講師に教えてもらう以外は基本的に自己学習で、質問がある時や課題の添削はメールでやりとります。毎日5時間のパソコン実習は体力的にしんどかったですが、自分のスキルがだんだん上がっていくのが楽しくてあまり長くは感じませんでした。

約1年間かけてパソコン実務とホームページ制作の2つの職業訓練を履修した後、再びハローワークへ相談に行きました。窓口の担当者に在宅での就労について聞いてみましたが、在宅勤務の募集自体が少なく、勤務経験のない私には厳しいとのことでした。「まずは就労継続支援事業所を利用して経験を積んでから次のステップに移ったらどうか？」と担当者からアドバイスがあり、近くの障害者就労推進センターを紹介してもらいました。

後日就労推進センターを訪れ、サービス利用の流れの説明を受けました。障害者の就労支援サービスには通常の事業所に雇用されることが可能な人が対象で利用期間の上限が決まっている「就労移行支援事業所」と通常の事業所に雇用されることが困難な人が対象で利用期限の制限がない「就労継続支援事業所」があり、また「就労継続支援事業所」の中には事業所と雇用契約を結ぶ「A型」と雇用契約を結ばない「B型」があります。これらの事業所を利用するには障害福祉サービスの申請が必要になります。私の場合、就労の経験がないのでまずはB型の事業所を利用することになるとのことでした。私が在宅勤務を希望していることを相談すると、月に何度か事業所に通う必要があるものの、自宅で作業を行うことのでき

る事業所もあると教えてもらい、どのような事を行っているのか、一度在宅での作業も行っている事業所に見学に行くことが決まりました。自宅でのサービス利用時間中のヘルパー利用は大丈夫なのか少し気になったので区役所に問い合わせてもらいましたが、「恐らく問題はないだろうが確認をしてから連絡する」とのことでした。

ところが翌日、センターから「区役所からサービス利用時間中のヘルパー利用はできないと連絡があった」と電話がありました。どうやら今回利用しようとしていた就労継続支援事業所は障害福祉サービスの一つにあたるため、普段利用している重度訪問介護と併用すると障害サービスの併給になってしまう、ということが問題になったようです。それなら移動支援を利用して事業所に通うのはどうだろうかと考えましたが、定期的な外出には移動支援の利用が認められないためこちらでも利用できません。こうなってしまうとどうする事もできず、3年たった今も就労への道筋が描けずにいます。

少子高齢化による労働人口の減少で人手不足が社会問題になっている中、障害のある人も貴重な労働力として活躍することができると私は考えています。特にインターネット環境さえあれば場所を選ばずに働くことができる在宅勤務制度は、重度の障害のある人にとってとても有効な方法だと思います。また働くことである程度の所得を得ることができれば、経済的に自立することができるし、納税することも可能になるので国の財政にとってもメリットがあると思います。

しかし、制度が壁になって働くことを諦めざるを得ないのが現状です。例えば勤務時間中であってもトイレなど介助が必要な場面はどうしてもあります。ところが今の制度では在宅勤務であっても勤務時間中は経済活動をしているとみなされ、公的ヘルパーの利用は認められていません。また在宅勤務でも時々会社まで出勤する必要がありますが、この時も会社までの移動に公的ヘルパーを利用することはできません。重度の身体障害者を雇用する事業所向けの助成制度に障害者介助等助成金というものがあり、職場介助者の配置や委嘱に助成が出ますが、職場介助者はあくまで文書の作成等業務にかかわることのサポート

が対象であって身体介助は対象外です。

もちろん自費でヘルパーを利用することは勤務時間中であっても可能ですが、働いて得る収入よりも多くの費用がかかってしまう恐れがあります。これではせつかくの働こうという意欲もなくなってしまいます。昨年施行された障害者差別解消法で合理的配慮の提供が求められていますし、日本国憲法で保障されている勤労の権利から見ても問題があります。国は早急にこの問題を解決すべきです。

今回この原稿を書くのにあたって、改めて障害サービスについて調べてみました。障害のある人の就労に向けて様々な取り組みが行われていますが、まだまだ改善すべき課題も多くあります。先程も書きましたが、重度の障害があってもコンピューターを活用することによって働くことが可能な時代になっています。しかし残念ながら制度が変化に追い付いていません。ひょっとしたら重度の障害があっても働くことは可能だという認識がまだ世間には広まっていないのかもしれませんが。ある程度環境さえ整えれば、誰でも働くことができるという事を当事者としてこれからももっと訴えていかなければならないと感じています。